

事業会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則

(2018 年 7月30日 制 定)

(2020 年 4月24日 一部改正)

(2024 年 10月25日 一部改正)

(2026 年 6月15日 一部改正)

(目的)

第 1 条 本規則は、資金移動業、電子決済手段取引業、暗号資産取引業及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の担い手として、社会的責務を負っていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって事業会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、資金移動業、電子決済手段取引業、暗号資産取引業、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に対する信頼を確保することを目的とする。

(倫理コードの保有)

第 2 条 事業会員は、自ら取り扱う資金移動業、電子決済手段取引業、暗号資産取引業及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有するものとする。

(倫理コードの提出)

第 3 条 事業会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを協会に提出しなければならない。

(1) 当該倫理コードの全文

(2) 当該倫理コードを公表している場合には、その旨並びに公表方法及び閲覧方法を記載した報告書

2 事業会員は、倫理コードを変更した場合には、前項第 1 号に掲げるものを協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第 2 号に掲げる報告書を協会に提出しているときは、当該変更した旨（公表方法又は閲覧方法を変更した場合には、変更後の公表方法又は閲覧方法を含む。）を記載した報告書を、遅滞なく、協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告及び説明義務)

第 4 条 事業会員は、関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に協会に報告するものとする。

- 2 協会が事業会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に関係する事業会員に対し、説明を求めることができる。
- 3 事業会員は、前項に基づき、協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。

（加入しようとする者による倫理の説明等）

第 5 条 協会は、協会に加入しようとする者が協会から加入の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、会員代表者として協会に届け出る予定の者から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、協会が必要はないと認める場合には、この限りでない。

（社内体制の整備）

第 6 条 事業会員は、倫理コードを新たに策定又は変更する場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関の決議により行わなければならない。

- 2 事業会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、当該会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

附則

この規則は、2018 年 10 月 24 日から施行する。

附則（2020 年 4 月 24 日決議）

この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附則（2024 年 5 月 10 日決議）

この規則は、2024 年 10 月 25 日から施行する。

附則（2026 年 6 月 15 日決議）

この規則は、2026 年 6 月 30 日から施行する。